

<h1>静岡市報</h1>	No. 26
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

条 例

- 静岡市議会委員会条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 静岡市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・ 8
- 静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
・・ 9
- 静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・ 11
- 静岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例・・ 13
- 静岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例・・ 15
- 静岡市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例・・ 17
- 静岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・
・・ 19
- 静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を
改正する条例・・ 21
- 静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例・・ 23
- 静岡市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例・・ 25
- 静岡市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・ 26

規 則

- 静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 28
- 静岡市会計規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

告 示

-
- 静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第7条第2項及び第8条第2項の規定に基づき市長が定める額を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・32
 - 静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第15条の規定に基づき市長が定める額を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・34
 - 地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・35
-

＜本号で掲載された条例のあらまし＞

◇ 静岡市議会委員会条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第45号）

議会運営委員会の委員の定数を改めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第46号）

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、電磁的方法による記録の作成、保存に関する規定を追加するなど、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第47号）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、電磁的方法による記録の作成、保存に関する規定を追加するなど、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第48号）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、電磁的方法による記録の作成、保存に関する規定を追加するなど、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第49号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、電磁的方法による記録の作成、保存に関する規定を追加するなど、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第50号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、電磁的方法による記録の作成、保存に関する規定を追加するなど、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第51号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、電磁的方法による記録の作成、保存に関する規定を追加するなど、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第52号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、電磁的方法による記録の作成、保存に関する規定を追加するなど、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第53号）

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、電磁的方法による記録の作成、保存に関する規定を追加するなど、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第54号）

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、電磁的方法による記録の作成、保存に関する規定を追加するなど、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第55号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、電磁的方法による記録の作成、保存に関する規定を追加するなど、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第56号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する

基準省令の一部改正に伴い、電磁的方法による記録の作成、保存に関する規定を追加するなど、所要の改正をすることとした。

条 例

静岡市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年4月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第45号

静岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

静岡市議会委員会条例（平成15年静岡市条例第320号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「9人」を「10人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年4月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第46号

静岡市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
静岡市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年静岡市条例第80号)
の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「常時する」を「常時」に改める。

第16条中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「母子相談員」を「母子・父子自立支援員」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(電磁的記録)

第17条 婦人保護施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年4月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第47号

静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第108号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）」を
「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）
第6章 雑則（第49条）」
に改める。

第6条第1項中「。第3号」を「。以下この条」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第5項中「行う者」を「行う施設」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年4月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第48号

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年静岡市条例第8号)
の一部を次のように改正する。

目次中「第10章 児童家庭支援センター(第86条―第88条)」を
「第10章 児童家庭支援セン
ター(第86条―第88条)
第11章 雑則(第89条)
」に改める。

第66条の17第4項ただし書中「児童40人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員」を「第1項各号に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員」に改める。

本則に次の1章を加える。

第11章 雑則

(電磁的記録)

第89条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第66条の17第4項ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

静岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年4月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第49号

静岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「第18章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準（第205条—第209条）」を
「第18章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準（第205条—第209条）」を
第19章 雑則（第210条）
に改める。

第209条第1項中「特別介護給付費」とあるのは「特別介護給付費」を「特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」に改める。

本則に次の1章を加える。

第19章 雑則

（電磁的記録等）

第210条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第1項（第43条第1項及び第2項、第43条の4、第48条第1項及び第2項、第94条、第94条の5、第122条、第148条、第148条の4、第158条、第158条の4、第171条、第184条、第189条、第193条、第193条の12、第193条の20並びに第209条第1項において準用する場合を

含む。)、第14条(第43条第1項及び第2項、第43条の4、第48条第1項及び第2項、第77条、第94条、第94条の5、第109条、第109条の4、第122条、第148条、第148条の4、第158条、第158条の4、第171条、第184条、第189条、第193条、第193条の12、第193条の20、第200条、第200条の11、第200条の22並びに第209条第1項において準用する場合を含む。)、第53条第1項、第103条第1項(第109条の4において準用する場合を含む。)、第197条の3第1項(第200条の11及び第200条の22において準用する場合を含む。)及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第209条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

静岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年4月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第50号

静岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9章 多機能型に関する特例（第88条—第90条）」を
「第9章 多機能型に関する
第10章 雑則（第91条）」

特例（第88条—第90条）
に改める。
」

本則に次の1章を加える。

第10章 雑則

（電磁的記録等）

第91条 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相

手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

静岡市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年4月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第51号

静岡市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第14号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 運営に関する基準（第10条―第60条）」を
「第3節 運営に関する基準
第3章 雑則（第61条）
（第10条―第60条）
」に改める。

本則に次の1章を加える。

第3章 雑則

（電磁的記録等）

第61条 指定障害者支援施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条第1項、第15条及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害者支援施設等及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され

ている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

静岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年4月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第52号

静岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
静岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 設備及び運営に関する基準（第4条—第46条）」を
「第2章 設備及び運
第3章 雑則（第47
営に関する基準（第4条—第46条）
」に改める。

本則に次の1章を加える。

第3章 雑則

（電磁的記録等）

第47条 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代え

て、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年4月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第53号

静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年静岡市条例第16号)の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 多機能型事業所に関する特例(第89条—第91条)」を
「第7章 多機能型
第8章 雑則(第
事業所に関する特例(第89条—第91条)
92条)」に改める。

第5条第5項中「第2項」を「前2項」に改める。

第6条第7項中「及び第4項第1号」を「、第4項第1号及び次項」に改める。

第72条第5項中「第2項」を「前2項」に改める。

第89条第1項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第2項中に、「同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」を「同項第1号中「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」に改める。

本則に次の1章を加える。

第8章 雑則

(電磁的記録等)

第92条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、

複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第13条第1項(第54条の5、第58条、第70条、第77条、第77条の2、第80条、第80条の9及び第88条において準用する場合を含む。)、第17条(第54条の5、第58条、第70条、第77条、第77条の2、第80条、第80条の9及び第88条において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(令和3年静岡市条例第39号)の一部を次のように改正する。

附則第14項中「基準該当放課後等デイサービス支援」を「基準該当放課後等デイサービス」に改める。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第1条中静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第5項、第6条第7項、第72条第5項及び第89条第1項の改正規定並びに第2条の規定は、公布の日から施行する。

静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年4月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第54号

静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 運営に関する基準（第54条—第57条）」を
「第3節 運営に関する基準（第54条—第57条）」を
第4章 雑則（第58条）
準（第54条—第57条）
に改める。
」

本則に次の1章を加える。

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第58条 指定障害児入所施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（第57条において準用する場合を含む。）、第14条第1項（第57条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害児入所施設等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以

下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は入所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該入所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

静岡市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年4月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第55号

静岡市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第22条 地域活動支援センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 地域活動支援センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

静岡市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年4月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第56号

静岡市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
静岡市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第19号）
の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第20条 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 福祉ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

規 則

静岡市規則第57号

静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年5月13日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成15年静岡市規則第259号）の一部を次のように改正する。

別表第4中「16万6,950円」を「17万1,650円」に、「7万2,990円」を「7万3,090円」に、「8万3,480円」を「8万5,780円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則別表第4の規定は、令和3年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

静岡市規則第58号

静岡市会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年5月14日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市会計規則の一部を改正する規則

静岡市会計規則（平成15年静岡市規則第45号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

清水区役所蒲原支所	支所長	各種発行物売払収入、鳥獣飼養登録手数料、戸籍等手数料、その他証明閲覧手数料、斎場使用料、霊柩自動車使用料、電子証明書の交付手数料、自動車臨時運行許可手数料及び所管に係る諸収入の収納並びに区会計管理者が特に命ずる収入金の収納	所属職員
-----------	-----	---	------

を

」

「

清水区役所蒲原支所	支所長	各種発行物売払収入、鳥獣飼養登録手数料、戸籍等手数料、その他証明閲覧手数料、斎場使用料、霊柩自動車使用料、電子証明書の交付手数料、自動車臨時運行許可手数料及び所管に係る諸収入の収納並びに区会計管理者が特に命ずる収入金の収納	所属職員
-----------	-----	---	------

に

各区役所福祉事務 所生活支援課	課長	所管に係る諸収入の収納	所属職員
--------------------	----	-------------	------

」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

静岡市告示第277号

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第7条第2項及び第8条第2項の規定に基づき市長が定める額を定めた告示（平成15年静岡市告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

本則の表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	5,081円	13,384円
20歳以上25歳未満	5,589円	13,384円
25歳以上30歳未満	6,164円	14,322円
30歳以上35歳未満	6,577円	17,163円
35歳以上40歳未満	6,854円	19,407円
40歳以上45歳未満	7,070円	21,601円
45歳以上50歳未満	7,208円	22,760円
50歳以上55歳未満	7,090円	25,308円
55歳以上60歳未満	6,583円	25,093円
60歳以上65歳未満	5,420円	20,870円
65歳以上70歳未満	3,970円	15,258円
70歳以上	3,970円	13,384円

附 則

(施行期日等)

- この告示は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
(経過措置)
- この告示による改正後の静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第7条第2項及び第8条第2項の規定に基づき市長が定める額を定めた告示の規定は、この告示の適用の日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる

補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

静岡市告示第278号

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第15条の規定に基づき市長が定める額を定めた告示（平成15年静岡市告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

本則の表常時介護を要する状態の項中「166,950円」を「171,650円」に、「72,990円」を「73,090円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「83,480円」を「85,780円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この告示は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第15条の規定に基づき市長が定める額を定めた告示の規定は、この告示の適用の日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

静岡市告示第362号

地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示（平成15年静岡市告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和3年5月14日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

「

静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター使用料の徴収事務	株式会社ピーエーシー代表取締役
静岡市中心身障害児福祉センター「いこいの家」使用料の徴収事務	社会福祉法人恩賜財団済生会支部静岡県済生会支部長

を

」

「

静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター使用料の徴収事務	株式会社ピーエーシー代表取締役
-------------------------------	-----------------

に

」

改める。

附 則

この告示は、令和3年5月15日から施行する。